

第5期ねやがわ男女共同参画プラン（素案）の概要

■プラン策定に当たって

「男女共同参画社会基本法」では、国と地方公共団体は、共通の基本理念にのっとり、施策を行うことにより、全体としての男女共同参画社会の形成を目指すことが規定されています。本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指す取組を寝屋川市で具体的に推進するためのものです。

■基本的な視点

- 基本的な視点 ① 持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐ ② 実質的な男女の平等の実現に向けた取組の強化
 ③ 男女が共に実現する、あらゆる分野での活躍 ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 ⑤ 市民等と行政のパートナーシップによる取組の推進

■プランの構成

プランが目指す3つの「基本目標」と、「基本目標」を実現するために取り組む「課題」、課題解決に向けた施策推進のための「施策の方向」を設定し、体系化しています。

■計画期間と位置づけ

- ・計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間
- ・根拠法：「男女共同参画社会基本法」、上位計画：「第六次寝屋川市総合計画」
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」に規定される「市町村DV防止基本計画」、「市町村女性活躍推進計画」を包含しています。

プランの目指す姿：寝屋川市は多様な生き方の選択によるイノベーションを創出します

【基本目標】

【課題】

【施策の方向】

I あらゆる分野における女性の活躍推進

| | | |
|-----------------------|---|----------|
| 1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 女性職員の管理職登用の推進 (3) 女性の能力開発とリーダー養成 | 女性活躍推進計画 |
| 2. 地域における男女共同参画の促進 | (1) 地域活動で男女が活躍する環境づくり (2) 子育て世代が活躍できる地域社会づくり | |
| 3. 働く分野における男女共同参画の推進 | (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 (2) 市職員の配置における男女平等の推進 (3) 多様な働き方への支援 (4) 市職員の多様な働き方の推進 (5) 職場におけるハラスメントの防止 | |
| 4. 仕事と生活の調和の実現 | (1) 仕事と子育ての両立支援 (2) 仕事と介護の両立支援 (3) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進 | |

II 暮らしの安全と安心の確保

| | | |
|-------------------------|--|----------|
| 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透 (2) 暴力に関する相談支援体制の充実 (3) DV等被害者保護と自立支援の推進 (4) 性犯罪・性暴力の予防と被害者支援 (5) DV被害者支援のための加害者対策 | DV防止基本計画 |
| 2. 生涯にわたる男女の健康支援 | (1) 生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応 (2) 性と生殖に関する健康と権利の浸透 (3) 心の健康対策の推進 | |
| 3. 困難を抱える人への支援 | (1) ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり (2) 様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくり (3) 性の多様性を尊重する環境づくり | |
| 4. 防災・減災活動における男女共同参画の推進 | (1) 地域における防災・減災活動への女性の参画促進 (2) 避難所運営における男女共同参画の促進 | |

III 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

| | | |
|------------------------|---|--|
| 1. 男女共同参画の意識づくり | (1) 男女の人権尊重と法制度の理解促進 (2) 男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実 (3) 男女共同参画の視点に立った広報活動の推進 | |
| 2. 多様な選択を可能にする教育や学習の推進 | (1) 男女平等保育・教育の充実 (2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供と仲間づくり (3) 男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発 (4) 男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援 | |
| 3. 国際的な協調と貢献 | (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）への貢献 (2) 男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信 | |

【計画推進の目標値】

| 基本目標 | 指標 | 第4期プラン策定時 | 令和2年4月1日現在 | 第4期プランの目標値 | 第5期プランの目標値 |
|------|--|---------------------------|---|------------|--------------|
| I | 審議会等委員への女性委員の登用比率 | 26.3% 平成22年4月1日現在 | 27.3% | 30.0% | 40~50% |
| I | 女性委員のいない審議会等の割合 | 24.0% 平成22年4月1日現在 | 4.2% | 0% | 0% |
| I | 市職員の女性管理職比率 | 係長以上 16.2% 平成22年4月1日現在 | 係長以上 17.6% | 係長以上 30.0% | 係長以上 30.0% |
| I | 市男性職員の育児休業取得率 | — | 6.9% 平成30年度 | — | 13.0% |
| I | 通年保育所等利用待機児童数 | — | 0人 | — | 0人を維持 |
| I | 一般事業主行動計画の策定状況 (101人以上の事業所) | — | ※1 ㊦51.7% 令和元年度 | — | ㊦100% |
| | | — | ※2 ㊧37.9% 令和元年度 | — | ㊧100% |
| II | デートDVの認知度(中学生~大学生) | — | 中学生 39.5% 高校生 69.2% 大学生 77.9% | — | 中・高・大 全て100% |
| II | 相談できる人が「いない」の割合(小学生~大学生) | — | 小学生 11.5% 中学生 9.5% 高校生 10.8% 大学生 15.2% | — | 現状より割合を下げる |
| II | 性的少数者又はLGBTについての認知度 | — | 84.3% 令和元年度 | — | 100% |
| III | 「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合 | 61.0% 平成22年度 | 62.1% 令和元年度 | 70.0% | 100% |
| III | 「男女共同参画社会」の言葉の認知度 | — | — | — | 100% |
| III | SDGsについての認知度 | — | 22.4% 令和元年度 | — | 70.0% |

※1 ㊦は、次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画を意味します。

※2 ㊧は、女性活躍推進法における一般事業主行動計画を意味します。